

社会福祉法人湖西市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖西市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員には、その職務に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 会長については、報酬として月額 60,000 円を支給する。
- (2) 前号以外の役員については、その職務のため、理事会等に出席したときは、日額報酬として別表に掲げる額を支給する。ただし、地方公共団体の職員には、報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員が、その職務を遂行するために旅行したときは、別に定める職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、毎月末日に締切り、翌月 21 日に支給する。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたるときは、その日前において最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 14 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程（平成 7 年 4 月 1 日制定）は、この規程の施行の日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 6 月 2 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

	4 時間以上の場合	4 時間未満の場合
日額報酬	6, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円